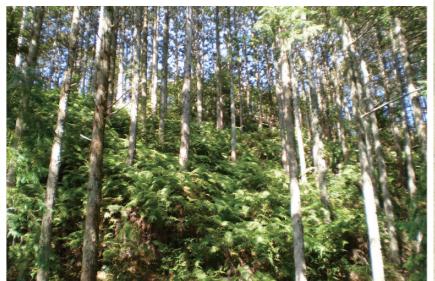
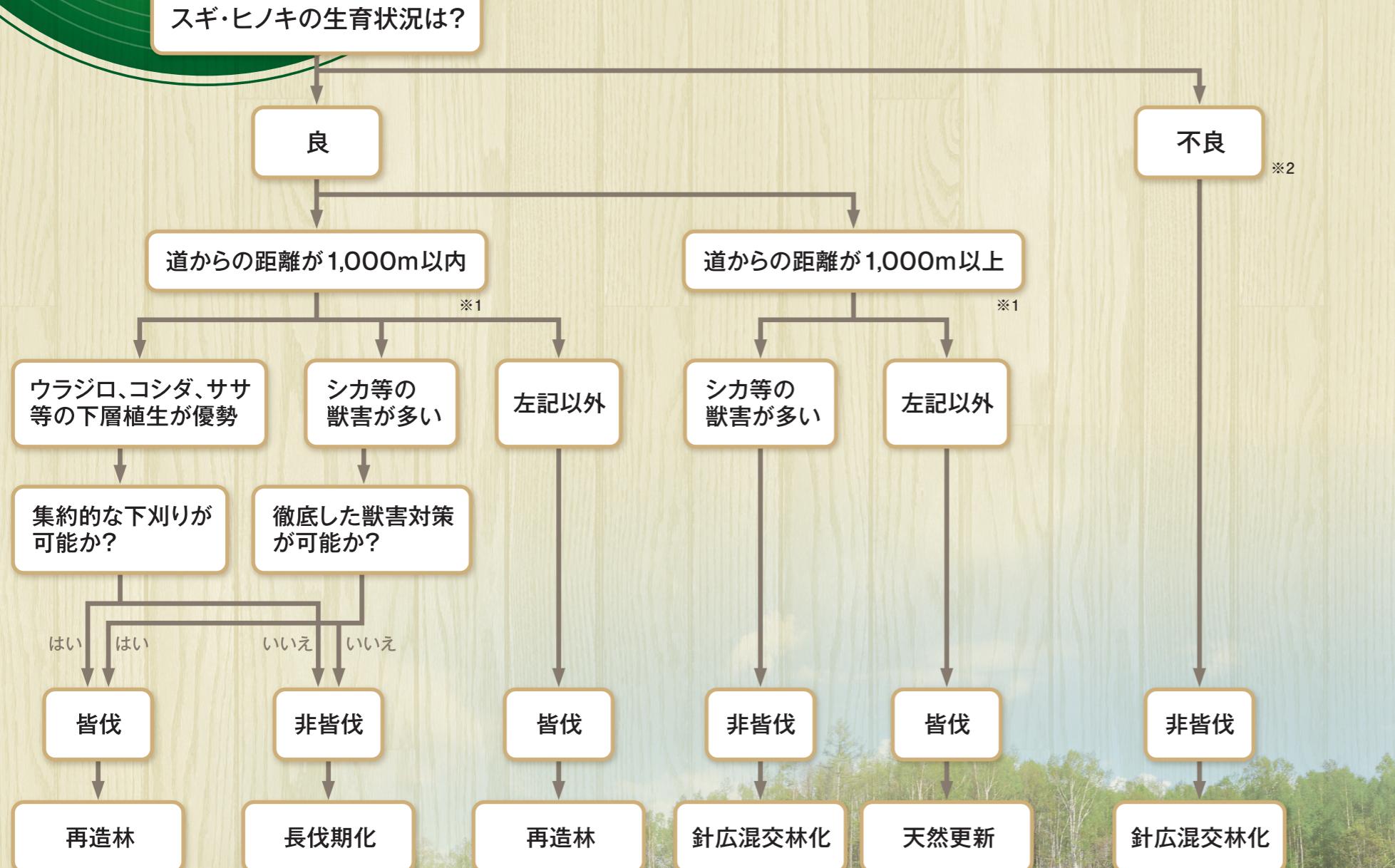


人工林 伐採の流れ

伐期を迎えた人工林を伐採する場合は、
次のフローを参考にして適切な検討を行ってください。



■ウラジロによる下層植生



■シカによる樹皮の食害



■シカ被害防護ネットの設置状況

注意事項

- 天然下種更新では、伐採区域に母樹となる木を残すようにしてください。
- 天然更新を行う場合、伐採を完了した翌年度から5年以内に更新状況の確認調査を行ってください。更新が完了していない場合は、植栽等を含めた更新補助作業を行い、更新を図るものとします。
- 長伐期施業や保護樹帯を残す場合は、台風による強風を考慮して林分の配置を検討してください。特に南東向き斜面はこれまで風倒被害が多く発生していますし、南西向き及び北東向き斜面でも風倒の恐れがあります。
- 一ヵ所あたりの皆伐面積は、出来るだけ小面積となるよう計画をしてください。
- 植栽地にシカが生息する場合には、食害に対するシカ被害防護柵などによる防除を行う必要があります。
- 再造林に対して造林補助金を受けるためには、あらかじめ森林経営計画の認定を受けておくことが必要です。

環境への配慮について

次の項目に該当する場合は、皆伐により周辺環境へ影響を及ぼす恐れがありますので、保護樹帯を残すなど、伐採に十分な配慮をお願いします。

- 尾根筋(図①)や隣接する伐採箇所との間(図②)
大規模な皆伐地では、森林の公益的な機能の低下を招かないよう、尾根筋や伐採箇所間に幅20m程度の帯状の森林を残すよう検討してください。
- 常時流水のある谷川(図③)や耕作地、河川等に影響を及ぼす恐れのある箇所(図④)
水辺の植生は、周辺から流入する土砂を捕捉し河川の濁水防止に効果が期待できるため、幅20m程度の水辺緩衝林帯を残すよう検討してください。
- 人家や道路(高速道路)沿い、鉄道沿いの林地や転石の多い斜面など(図⑤)
このような箇所は、慎重な皆伐の計画が必要です。また、防災上の観点からも必要と考えられるため、幅20m程度の保護樹帯を残すよう検討してください。
- その他に注意すべきポイント
 - 連年で隣り合った箇所を皆伐しないなど、時間的な分散にも配慮してください。
 - 造材時に発生する枝条等は、更新作業の支障や災害の発生源とならないよう適正に整理したり、バイオマス等での活用を検討してください。
 - 作業道の開設では、作業道作設指針を参考に、土の処理や水の処理などに十分配慮し、災害の発生源とならないよう努めてください。



主な関係法令等に関する事項

■急傾斜地崩壊危険区域内及び砂防指定地における注意

- 急傾斜地崩壊危険区域内において、立木竹の伐採、木竹の滑下又は地引による搬出を行なう場合は、高知県知事の許可を受けてください。(ただし、除伐又は倒木若しくは枯損木竹の伐採は除きます。)
- 砂防指定地内において立木竹の伐採、樹根等の採取又は木竹等の滑下若しくは地引による運搬を行なう場合は、高知県知事の許可を受けてください。(ただし、間伐、除伐等木竹の保育のため行われる木竹の伐採及び調査、測量等に支障となる木竹の伐採は除きます。)

■四万十川流域に関する注意

- 「四万十川の保全と流域の振興に関する基本条例」で定められた区域内では、針葉樹(スギ、ヒノキ)の植栽に、許可が必要な場合があります。
- 「四万十川流域の重要な文化的景観」に選定された区域(文化財保護法に基づく文化財)では、伐採などを行なうにあたり届け出が必要な場合があります。

■森林法(保安林制度)に関する注意

- 立木の伐採(皆伐または人工林以外の伐採)を行う場合は高知県知事の許可を受けてください。(間伐や人工林での伐採の場合は、高知県知事への届出が必要です。)
- 伐採跡については、保安林指定時に定めた指定施業要件に従って、植栽しなければなりません。ただし、広葉樹の天然林については、植栽の義務が無い場合(天然更新)があります。

※主な関係法令等に関する事項にかかるご質問等は、最後のページをご参照の上、お問い合わせください。